

#### 4 国基準省令と県基準条例の対照表(指定居宅サービス等)

福祉保健部長寿社会課

関係省令	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)</li> <li>介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)</li> </ul>
------	---

##### 【総則】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
趣旨(第1条)	趣旨(第1条)
指定居宅サービス事業者の指定【介護保険法第70条】	指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件(第2条)
指定居宅サービスの事業の一般原則(第3条)	指定居宅サービスの事業の一般原則(第3条)

##### 【訪問介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針(第4条)	基本方針(第4条)
訪問介護員等の員数(第5条)	訪問介護員等の員数等(第5条)
管理者(第6条)	管理者(第6条)
設備及び備品等(第7条)	設備に関する基準(第7条)
内容及び手続の説明及び同意(第8条)	内容及び手続の説明及び同意(第8条)
提供拒否の禁止(第9条)	提供拒否の禁止(第9条)
サービス提供困難時の対応(第10条)	サービス提供困難時の対応(第10条)
受給資格等の確認(第11条)	受給資格等の確認(第11条)
要介護認定の申請に係る援助(第12条)	要介護認定の申請に係る援助(第12条)
心身の状況等の把握(第13条)	心身の状況等の把握(第13条)
居宅介護支援事業所等との連携(第14条)	居宅介護支援事業所等との連携(第14条)
法定受領サービスの提供を受けるための援助(第15条)	法定受領サービスの提供を受けるための援助(第15条)
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供(第16条)	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供(第16条)
居宅サービス計画等の変更の援助(第17条)	居宅サービス計画等の変更の援助(第17条)
身分を証する書類の携行(第18条)	身分を証する書類の携行(第18条)
サービスの提供の記録(第19条)	サービスの提供の記録(第19条)
利用料等の受領(第20条)	利用料等の受領(第20条)
保険給付の請求のための証明書の交付(第21条)	保険給付の請求のための証明書の交付(第21条)
指定訪問介護の基本取扱方針(第22条)	指定訪問介護の基本取扱方針(第22条)
指定訪問介護の具体的取扱方針(第23条)	指定訪問介護の具体的取扱方針(第23条)
訪問介護計画の作成(第24条)	訪問介護計画の作成(第24条)
同居家族に対するサービス提供の禁止(第25条)	同居家族に対するサービス提供の禁止(第25条)
利用者に関する市町村への通知(第26条)	利用者に関する市町村への通知(第26条)
緊急時等の対応(第27条)	緊急時等の対応(第27条)
管理者及びサービス提供責任者の責務(第28条)	管理者及びサービス提供責任者の責務(第28条)
運営規程(第29条)	運営規程(第29条)
介護等の総合的な提供(第29条の2)	介護等の総合的な提供(第30条)
勤務体制の確保等(第30条)	勤務体制の確保等(第31条)
衛生管理等(第31条)	衛生管理等(第32条)

掲示（第32条）	掲示（第33条）
秘密保持等（第33条）	秘密保持等（第34条）
広告（第34条）	広告（第35条）
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止（第35条）	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止（第36条）
苦情処理（第36条）	苦情処理（第37条）
地域との連携（第36条の2）	市町村への協力（第38条）
事故発生時の対応（第37条）	事故発生時の対応（第39条）
会計の区分（第38条）	会計の区分（第40条）
記録の整備（第39条）	記録の整備（第41条）
以下「基準該当居宅サービスに関する基準」	以下「基準該当居宅サービスに関する基準」
訪問介護員等の員数（第40条）	訪問介護員等の員数等（第42条）
管理者（第41条）	管理者（第43条）
設備及び備品等（第42条）	設備、備品等（第44条）
同居家族に対するサービス提供の制限（第42条の2）	同居家族に対するサービス提供の制限（第45条）
準用（第43条）	準用（第46条）

### 【訪問入浴介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第44条）	基本方針（第47条）
従業者の員数（第45条）	従業者の員数等（第48条）
管理者（第46条）	管理者（第49条）
設備及び備品等（第47条）	設備に関する基準（第50条）
利用料等の受領（第48条）	利用料等の受領（第51条）
指定訪問入浴介護の基本取扱方針（第49条）	指定訪問入浴介護の基本取扱方針（第52条）
指定訪問入浴介護の具体的取扱方針（第50条）	指定訪問入浴介護の具体的取扱方針（第53条）
緊急時等の対応（第51条）	緊急時等の対応（第54条）
管理者の責務（第52条）	管理者の責務（第55条）
運営規程（第53条）	運営規程（第56条）
記録の整備（第53条の2）	記録の整備（第57条）
準用（第54条）	準用（第58条）
以下「基準該当居宅サービスに関する基準」	以下「基準該当居宅サービスに関する基準」
従業者の員数（第55条）	従業者の員数等（第59条）
管理者（第56条）	管理者（第60条）
設備及び備品等（第57条）	設備、備品等（第61条）
準用（第58条）	準用（第62条）

### 【訪問看護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第59条）	基本方針（第63条）
看護師等の員数（第60条）	看護師等の員数等（第64条）
管理者（第61条）	管理者（第65条）
設備及び備品等（第62条）	設備に関する基準（第66条）

サービス提供困難時の対応（第63条）	サービス提供困難時の対応（第67条）
居宅介護支援事業者等との連携（第64条）	居宅介護支援事業者等との連携（第68条）
利用料等の受領（第66条）	利用料等の受領（第69条）
指定訪問看護の基本取扱方針（第67条）	指定訪問看護の基本取扱方針（第70条）
指定訪問看護の具体的取扱方針（第68条）	指定訪問看護の具体的取扱方針（第71条）
主治の医師との関係（第69条）	主治の医師との関係（第72条）
訪問介護計画及び訪問看護報告書の作成（第70条）	訪問介護計画及び訪問看護報告書の作成（第73条）
同居家族に対する訪問看護の禁止（第71条）	同居家族に対する訪問看護の禁止（第74条）
緊急時等の対応（第72条）	緊急時等の対応（第75条）
運営規程（第73条）	運営規程（第76条）
記録の整備（第73条の2）	記録の整備（第77条）
準用（第74条）	準用（第78条）

### 【訪問リハビリテーション】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第75条）	基本方針（第79条）
従業者の員数（第76条）	人員に関する基準（第80条）
設備及び備品等の要件（第77条）	設備に関する基準（第81条）
利用料等の受領（第78条）	利用料等の受領（第82条）
指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針（第79条）	指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針（第83条）
指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針（第80条）	指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針（第84条）
訪問リハビリテーション計画の作成（第81条）	訪問リハビリテーション計画の作成（第85条）
運営規程（第82条）	運営規程（第86条）
記録の整備（第82条の2）	記録の整備（第87条）
準用（第83条）	準用（第88条）

### 【居宅療養管理指導】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第84条）	基本方針（第89条）
従業者の員数（第85条）	人員に関する基準（第90条）
設備及び備品等（第86条）	設備に関する基準（第91条）
利用料等の受領（第87条）	利用料等の受領（第92条）
指定居宅療養管理指導の基本取扱方針（第88条）	指定居宅療養管理指導の基本取扱方針（第93条）
指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針（第89条）	指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針（第94条）
運営規程（第90条）	運営規程（第95条）
記録の整備（第90条の2）	記録の整備（第96条）
準用（第91条）	準用（第97条）

## 【通所介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第92条）	基本方針（第98条）
従業者の員数（第93条）	従業者の員数等（第99条）
管理者（第94条）	管理者（第100条）
設備及び備品等（第95条）	設備に関する基準（第101条）
利用料等の受領（第96条）	利用料等の受領（第102条）
指定通所介護の基本取扱方針（第97条）	指定通所介護の基本取扱方針（第103条）
指定通所介護の具体的取扱方針（第98条）	指定通所介護の具体的取扱方針（第104条）
通所介護計画の作成（第99条）	通所介護計画の作成（第105条）
運営規程（第100条）	運営規程（第106条）
勤務体制の確保等（第101条）	勤務体制の確保等（第107条）
定員の遵守（第102条）	定員の遵守（第108条）
非常災害対策（第103条）	非常災害対策（第109条）
衛生管理等（第104条）	衛生管理等（第110条）
記録の整備（第104条の2）	記録の整備（第111条）
準用（第105条）	準用（第112条）
以下「療養通所介護に関する基準」	以下「療養通所介護に関する基準」
この節の趣旨（第105条の2）	この節の趣旨（第113条）
基本方針（第105条の3）	基本方針（第114条）
従業者の員数（第105条の4）	従業者の員数等（第115条）
管理者（第105条の5）	管理者（第116条）
利用定員（第105条の6）	利用定員（第117条）
設備及び備品等（第105条の7）	設備、備品等（第118条）
内容及び手続きの説明および同意（第105条の8）	内容及び手続きの説明および同意（第119条）
心身の状況等の把握（第105条の9）	心身の状況等の把握（第120条）
居宅介護支援事業者等との連携（第105条の10）	居宅介護支援事業者等との連携（第121条）
指定療養通所介護の具体的取扱方針（第105条の11）	指定療養通所介護の具体的取扱方針（第122条）
療養通所介護計画の作成（第105条の12）	療養通所介護計画の作成（第123条）
緊急時等の対応（第105条の13）	緊急時等の対応（第124条）
管理者の責務（第105条の14）	管理者の責務（第125条）
運営規程（第105条の15）	運営規程（第126条）
緊急時対応医療機関（第105条の16）	緊急時対応医療機関（第127条）
安全・サービス提供管理委員会の設置（第105条の17）	安全・サービス提供管理委員会の設置（第128条）
記録の整備（第105条の18）	記録の整備（第129条）
準用（第105条の19）	準用（第130条）
以下「基準該当居宅サービスに関する基準」	以下「基準該当居宅サービスに関する基準」
従業員の員数（第106条）	従業員の員数等（第131条）
管理者（第107条）	管理者（第132条）
設備及び備品等（第108条）	設備、備品等（第133条）
準用（第109条）	準用（第134条）

## 【通所リハビリテーション】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第110条）	基本方針（第135条）
従業者の員数（第111条）	人員に関する基準（第136条）
設備に関する基準（第112条）	設備に関する基準（第137条）
指定通所リハビリテーションの基本取扱方針（第113条）	指定通所リハビリテーションの基本取扱方針（第138条）
指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針（第114条）	指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針（第139条）
通所リハビリテーション計画の作成（第115条）	通所リハビリテーション計画の作成（第140条）
管理者の責務（第116条）	管理者の責務（第141条）
運営規程（第117条）	運営規程（第142条）
衛生管理等（第118条）	衛生管理等（第143条）
記録の整備（第118条の2）	記録の整備（第144条）
準用（第119条）	準用（第145条）

## 【短期入所生活介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第120条）	基本方針（第146条）
従業者の員数（第121条）	従業者の員数等（第147条）
管理者（第122条）	管理者（第148条）
利用定員等（第123条）	利用定員等（第149条）
設備及び備品等（第124条）	設備、備品等（第150条）
内容及び手続の説明及び同意（第125条）	内容及び手続の説明及び同意（第151条）
指定短期入所生活介護の開始及び終了（第126条）	指定短期入所生活介護の開始及び終了（第152条）
利用料等の受領（第127条）	利用料等の受領（第153条）
指定短期入所生活介護の取扱方針（第128条）	指定短期入所生活介護の取扱方針（第154条）
短期入所生活介護計画の作成（第129条）	短期入所生活介護計画の作成（第155条）
介護（第130条）	介護（第156条）
食事（第131条）	食事の提供（第157条）
機能訓練（第132条）	機能訓練（第158条）
健康管理（第133条）	健康管理（第159条）
相談及び援助（第134条）	相談及び援助（第160条）
その他サービスの提供（第135条）	その他サービスの提供（第161条）
緊急時等の対応（第136条）	緊急時等の対応（第162条）
運営規程（第137条）	運営規程（第163条）
定員の遵守（第138条）	定員の遵守（第164条）
地域等との連携（第139条）	地域等との連携（第165条）
記録の整備（第139条の2）	記録の整備（第166条）
準用（第140条）	準用（第167条）
以下「ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」	以下「ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」
この節の趣旨（第140条の2）	この節の趣旨（第168条）

基本方針（第140条の3）	基本方針（第169条）
設備及び備品等（第140条の4）	設備、備品等（第170条）
準用（第140条の5）	準用（第171条）
利用料等の受領（第140条の6）	利用料等の受領（第172条）
指定短期入所生活介護の取扱方針（第140条の7）	指定短期入所生活介護の取扱方針（第173条）
介護（第140条の8）	介護（第174条）
食事（第140条の9）	食事の提供（第175条）
その他のサービスの提供（第140条の10）	その他のサービスの提供（第176条）
運営規程（第140条の11）	運営規程（第177条）
勤務体制の確保等（第140条の11の2）	勤務体制の確保等（第178条）
定員の遵守（第140条の12）	定員の遵守（第179条）
準用（第140条の13）	準用（第180条）
以下「基準該当居宅サービスに関する基準」	以下「基準該当居宅サービスに関する基準」
指定通所介護事業所等との併設（140条の26）	指定通所介護事業所等との併設（181条）
従業者の員数（140条の27）	従業者の員数等（182条）
管理者（140条の28）	管理者（183条）
利用定員等（140条の29）	利用定員等（184条）
設備及び備品等（140条の30）	設備、備品等（185条）
指定通所介護事業所等との連携（140条の31）	指定通所介護事業所等との連携（186条）
準用（140条の32）	準用（187条）

### 【短期入所療養介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第141条）	基本方針（第188条）
従業員の員数（第142条）	人員に関する基準（第189条）
設備に関する基準（第143条）	設備に関する基準（第190条）
対象者（第144条）	対象者（第191条）
利用料等の受領（第145条）	利用料等の受領（第192条）
指定短期入所療養介護の取扱方針（第146条）	指定短期入所療養介護の取扱方針（第193条）
短期入所療養介護計画の作成（第147条）	短期入所療養介護計画の作成（第194条）
診療の方針（第148条）	診療の方針（第195条）
機能訓練（第149条）	機能訓練（第196条）
看護及び医学的管理の下における介護（第150条）	看護及び医学的管理の下における介護（第197条）
食事の提供（第151条）	食事の提供（第198条）
その他サービスの提供（第152条）	その他サービスの提供（第199条）
運営規程（第153条）	運営規程（第200条）
定員の遵守（第154条）	定員の遵守（第201条）
記録の整備（第154条の2）	記録の整備（第202条）
準用（第155条）	準用（第203条）
以下「ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」	以下「ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」
この節の趣旨（第155条の2）	この節の趣旨（第204条）

基本方針（第155条の3）	基本方針（第205条）
設備に関する基準（第155条の4）	設備に関する基準（第206条）
利用料等の受領（第155条の5）	利用料等の受領（第207条）
指定短期入所療養介護の取扱方針（第155条の6）	指定短期入所療養介護の取扱方針（第208条）
看護及び医学的管理の下における介護（第155条の7）	看護及び医学的管理の下における介護（第209条）
食事（第155条の8）	食事の提供（第210条）
その他のサービスの提供（第155条の9）	その他のサービスの提供（第211条）
運営規程（第155条の10）	運営規程（第212条）
勤務体制の確保等（第155条の10の2）	勤務体制の確保等（第213条）
定員の遵守（第155条の11）	定員の遵守（第214条）
準用（第155条の12）	準用（第215条）

### 【特定施設入居者生活介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第174条）	基本方針（第216条）
従業者の員数（第175条）	従業者の員数等（第217条）
管理者（第176条）	管理者（第218条）
設備に関する基準（第177条）	設備に関する基準（第219条）
内容及び手続の説明及び契約の締結等（第178条）	内容及び手続の説明及び契約の締結等（第220条）
指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等（第179条）	指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等（第221条）
法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意（第180条）	法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意（第222条）
サービス提供の記録（第181条）	サービス提供の記録（第223条）
利用料等の受領（第182条）	利用料等の受領（第224条）
指定特定施設入居者生活介護の取扱方針（第183条）	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針（第225条）
特定施設サービス計画の作成（第184条）	特定施設サービス計画の作成（第226条）
介護（第185条）	介護（第227条）
健康管理（第186条）	健康管理（第228条）
相談及び援助（第187条）	相談及び援助（第229条）
利用者の家族との連携等（第188条）	利用者の家族との連携等（第230条）
運営規程（第189条）	運営規程（第231条）
勤務体制の確保等（第190条）	勤務体制の確保等（第232条）
協力医療機関等（第191条）	協力医療機関等（第233条）
地域との連携等（第191条の2）	地域との連携等（第234条）
記録の整備（第191条の3）	記録の整備（第235条）
準用（第192条）	準用（第236条）
以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準」	以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」
この節の趣旨（第192条の2）	この節の趣旨（第237条）
基本方針（第192条の3）	基本方針（第238条）
従業者の員数（第192条の4）	従業者の員数等（第239条）

管理者（第192条の5）	管理者（第240条）
設備に関する基準（第192条の6）	設備に関する基準（第241条）
内容及び手続の説明及び契約の締結等（第192条の7）	内容及び手続の説明及び契約の締結等（第242条）
受託居宅サービスの提供（第192条の8）	受託居宅サービスの提供（第243条）
運営規程（第192条の9）	運営規程（第244条）
受託居宅サービス事業者への委託（第192条の10）	受託居宅サービス事業者への委託（第245条）
記録の整備（第192条の11）	記録の整備（第246条）
準用（第192条の12）	準用（第247条）

### 【福祉用具貸与】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第193条）	基本方針（第248条）
福祉用具専門相談員の員数（第194条）	福祉用具専門相談員の員数等（第249条）
管理者（第195条）	管理者（第250条）
設備及び備品等（第196条）	設備に関する基準（第251条）
利用料等の受領（第197条）	利用料等の受領（第252条）
指定福祉用具貸与の基本取扱方針（第198条）	指定福祉用具貸与の基本取扱方針（第253条）
指定福祉用具貸与の具体的取扱方針（第199条）	指定福祉用具貸与の具体的取扱方針（第254条）
福祉用具貸与計画の作成（第199条の2）	福祉用具貸与計画の作成（第255条）
運営規程（第200条）	運営規程（第256条）
適切な研修の機会の確保（第201条）	適切な研修の機会の確保（第257条）
福祉用具の取扱種目（第202条）	福祉用具の取扱種目（第258条）
衛生管理等（第203条）	衛生管理等（第259条）
掲示及び目録の備え付け（第204条）	掲示及び目録の備付け（第260条）
記録の整備（第204条の2）	記録の整備（第261条）
準用（第205条）	準用（第262条）
以下「基準該当居宅サービスに関する基準」	以下「基準該当居宅サービスに関する基準」
福祉用具専門相談員の員数（第205条の2）	福祉用具専門相談員の員数等（第263条）
準用（第206条）	準用（第264条）

### 【特定福祉用具販売】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
基本方針（第207条）	基本方針（第265条）
福祉用具専門相談員の員数（第208条）	福祉用具専門相談員の員数等（第266条）
管理者（第209条）	管理者（第267条）
設備及び備品等（第210条）	設備に関する基準（第268条）
サービスの提供の記録（第211条）	サービスの提供の記録（第269条）
販売費用の額等の受領（第212条）	販売費用の額等の受領（第270条）
保険給付の申請に必要となる書類等の交付（第213条）	保険給付の申請に必要となる書類等の交付（第271条）
指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針（第214条）	指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針（第272条）
特定福祉用具販売計画の作成（第214条の2）	特定福祉用具販売計画の作成（第273条）



記録の整備（第215条）	記録の整備（第274条）
準用（第216条）	準用（第275条）